昭和４７年（1972）の政府見解のポイント
（第３段落）

基本的な論理①

憲法は、第9条において、･･･前文において、･･･第13条において、･･･わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

基本的な論理②

しかしながら、だからといつて、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで**外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処**し、**国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置**としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、**右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲**にとどまるべきものである。

帰結（あてはめ）

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

出典：衆議院委員部第一課予算担当提供資料
平成 27 年 5 月 12 日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

平成26年7月14日 予算委員会 北側一雄
出典：北側一雄事務所作成